

組織・役員制度検討ワーキンググループの提言

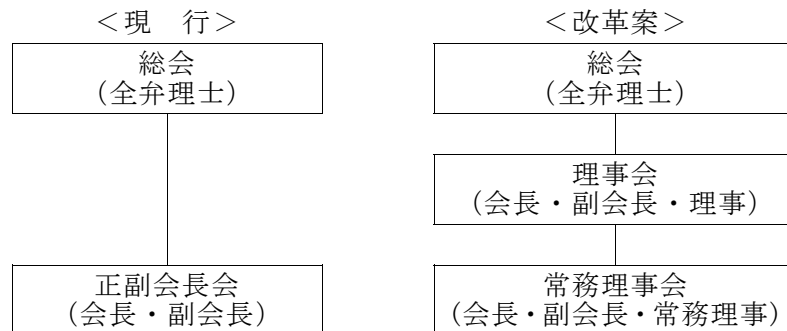
副会長 五十嵐 和壽

総合政策検討委員会の委員長及び第1部会会員，常議員会の正副議長及び委員長，例規改正特別委員会の正副委員長をコアメンバーとし，それに例規委員会の正副委員長をオブザーバーとして加えた総勢25人からなる「組織・役員制度検討ワーキンググループ（WG）」が設置され，本会の意味決定機関のあり方について検討していたが，同WGからその枠組みについての提言があったので紹介したい。

この提言の改革案によれば，現在本会の意味決定機関として総会と正副会長会が例規上位置付けられているが，総会の次位の意味決定機関として「理事会」，次々位の意味決定機関として「常務理事会」を設け，現在の意味決定機関としての正副会長会は廃止する，またそれに伴い常議員制度を廃止する，とするものである。

理由として，①民法並びに弁理士法の法人規定と会則の矛盾点を是正する，②増加する会員の意思を本会の会務執行に可能な限り反映させる，③現在会規制定権しか持たない役員であり，直接選挙で選ばれる常議員制度を見直し，総会に次ぐ新たな意思決定機関の構成員としての新役員を創設する，④現在の正副会長会の繁忙性を軽減させる，ためとしている。

現行との比較を示すのが次のチャートである。



改革案における「理事」とは，民法上の理事，すなわち旧会則等で定められていた理事（会長・副会長）ではなく，新たに選挙等で選ばれる役員のことであり，例えば現在の常議員に相当する者を想定している。また，「常務理事」とは，前記理事の中から若干人，理事兼任で選任される役員のことである。審議事項については，「理事会」が総会議決事項に次いで重要な事項を審議し，「常務理事会」が日常的な事項を審議するとし，その具体的な内容を添付書類に総会審議事項との対比で数項目ずつ挙げているが，これは誌面の都合により割愛する。尚，理事会・常務理事会の構成員である理事・常務理事の人数，選出方法，任期，地方代表の扱い等，具体的な中身については，今後の検討事項としている。

他の士業団体では，日本弁護士連合会，日本公認会計士協会，日本税理士会連合会，日本司法書士連合会のいずれも前記したような理事会・常務理事会という意思決定機関を置いており，本会の正副会長会のような会議体は意思決定機関として置いていない。

士業右倣えとは言え，本会が多くの会員の意見を民主的に集約していくためにはこのような意思決定機関としての理事会・常務理事会が必要ではなかろうかと思料されるところから，今年度の正副会長会では，この改革案に対して前向きに対応していく方針であり，これから各方面で説明会等を開催して会員の意見を聞くことにしている。